平成２２年（フ）第１４９号
岡山県倉敷市玉島道越301番地　市営道越団地52号
債務者　有村　博文
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目13番８号マリオンコート厚別中央107号
債務者　北川　千希
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６５号
札幌市東区北30条東19丁目５番１号　元町コーポラス103号
債務者　福田喜利子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８２号
札幌市北区新川３条１丁目４番24号　第11角栄ビル302号
債務者　小林　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９４号
札幌市北区屯田４条３丁目10番１号
債務者　田中　浩二
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２１号
札幌市豊平区平岸６条14丁目２番32―310号
債務者　小山　朋尚
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６号
群馬県高崎市上豊岡町569番地11　セゾンマツシマ103号
債務者　安藤　金光
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１１０号
群馬県高崎市北久保町１番地　県住Ａ棟815号
債務者　井野　英雄
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１１０号
千葉市緑区おゆみ野中央１丁目22番地１ヴェル学園前107号
債務者　佐藤　要蔵
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５号
新潟市中央区女池３丁目43番12号　コーポ大秀102号
債務者　風間　洋行
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５１号
新潟市西区小針２丁目31番14号　シャルム青山Ｂ―101号
債務者　佐藤　千秋
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３９０号
京都府木津川市相楽台７丁目１番地１　高の原駅東団地４―504号
債務者　北本　篤史
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
京都市伏見区桃山町養斉21番地１　サンハイツフジタＥ棟202
債務者　勝本　直樹
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
京都市伏見区桃山町養斉21番地１　サンハイツフジタＥ棟202
債務者　勝本こと　曹　亜由美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９２号
京都市中京区西ノ京冷泉町138番地３の139第２冷泉マンション303号室、住民票上の住所京都市中京区富小路通丸太町下る桝屋町326番地
債務者　津田　清子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９５９号
大阪府富田林市廿山２丁目１番36号
債務者　中山　　寿
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
堺市堺区香ヶ丘町３丁３番８号
債務者　野崎　宣明
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係